

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

津山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

津山市は岡山県北東部に位置し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000m～1,200mの中国山地南面傾斜地であり、南部は、吉備高原に接する比較的低い山地の北斜面に接している。西部はやや急峻な連峰があるが、その谷筋から吉井川に向かって扇状のなだらかな地形をなしており、東部は中国山地の南斜面である日本原高原に続くなだらかな高原地帯である。その中に位置するのが標高100～150mの「津山盆地」である。津山盆地を東西に分断する形で一級河川吉井川が流れ、南北に貫く形で吉井川水系加茂川がこれに合流しており、その流域に田園が広がる自然豊かな地域である。

この比較的恵まれた立地条件と温暖な気候を生かして、水稻を中心に野菜、果物、畜産など多様な農業が営まれており、北部の加茂地域では西条柿、阿波地域ではリンドウやウド、西部の久米地域ではジャンボピーマンや新高梨、東部の勝北地域では黒大豆、南部および中央部の旧津山地域では大豆、ピオーネ、自然薯などの産地となっている。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家であるため、農業者の高齢化や後継者不足などにより耕作面積は年々減少し、耕作放棄による農地の荒廃や管理不十分な農用地が増加傾向にある。また、中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、この対策が課題となっている。

これまで、ほ場整備事業等により農地の改良を進め、生産コストの縮減を図るなどの諸施策を実施してきたが、今後とも経営規模の拡大・効率化による生産基盤の強化や、地域特性に応じた付加価値の高い作目の振興、農商工連携及び6次産業化の推進による特産品の品質向上やブランド化を推進し、農業経営環境の改善を図っていくことが必要である。また、耕作放棄地が増加している状況に対応するため、農業者はもとよりそれ以外の地域住民等と連携し、地域ぐるみで農用地等の保全管理のほか自然や生活環境等の保全向上に取り組むことにより担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、津山市では農業者や地域住民、関係団体など多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみによる共同活動を支援することで農業・農村の多面的機能の維持及び発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積等を推進するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業により農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に効果の高い営農活動の普及の推進を図るために、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---|
| ① | 促進計画の区域全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

集落間の連携体制の整備

市内の活動集落の関係者を対象とした会議等の開催により、活動集落との情報共有や連絡調整、あるいは、活動集落相互の情報交換を図り、法第3条第3項各号に係る事項の取組を、効果的・効率的に推進する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1） 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

| | |
|---------|---|
| 特定農山村地域 | : 旧高田村、旧一宮村、旧加茂町全域、旧阿波村全域 旧広戸村、旧新野村、旧大井西村 |
| 振興山村地域 | : 旧加茂町全域、旧阿波村全域、旧広戸村 |
| 過疎地域 | : 旧加茂町全域、旧阿波村全域、旧久米町全域 |
| 指定棚田地域 | : 津山市、一宮村、田邑村、高野村、東一宮村、神庭村、 高倉村、高田村、加茂町、上加茂村、阿波村、新野村、 広戸村、勝加茂村、広野村、滝尾村、高取村、大崎村、 河辺村、大井西村、大東村、久米村、倭文村 |
| 特認地域 | : 8法指定地域に地理的に接する農用地 (糲保集落、押渕集落、荒神山集落、福田集落、 種集落、平尾集落、上采・吉采集落、榎集落、 宿集落、岩子集落、見内集落、丸林集落、 東山方集落、西山方集落、上高倉集落、 下高倉西2区集落、見内原集落、瓜生原集落、 堂尾集落、上村集落、坂上集落、原集落) 農林統計上の中山間地域 (旧滝尾村、旧大崎村、旧神庭村、旧勝加茂村2-1) |

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 市長の判断によるもの
- 緩傾斜農用地（棚田地域振興法のみに該当する地域を除く。）
- 緩傾斜農用地をすべて対象（田で勾配が1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満）
- (エ) 棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のいずれか一方の基準を満たすもの
- ① 急傾斜農用地
 - ② ①の農用地と物理的に連携している緩傾斜農用地であって、市長が特に必要と認めるもの

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- 2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、津山市農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。

(4) その他必要な事項

- ・協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について
 - 1) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧
既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。
 - 2) 既荒廃農地の林地化
既荒廃農地の林地化の交付単価は、すべて畑の単価(林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価)とする。
 - 3) 限界的農地の林地化
限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目の単価とする。
- 4) 土地改良事業等の実施
 - (ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
 - (イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価(勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価)とする。

5) 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価(勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価)とする。

・土地改良事業について

事業名 農業競争力強化基盤整備事業
実施年度 平成28年度から令和4年度まで
地区名 津山市八社地区
面積等 19.7ha (区画整理面積: 17.5ha)